

協議記録（別紙次第の通り進行）

（１）三郷市景観協議会会長の選出

別紙資料１『三郷市景観協議会設置要綱』を基に、同協議会会長と副会長を選出しました。

選出された方を以下に示します。（敬称略）

- ・三郷市景観協議会 会長：窪田陽一 学識経験者（都市計画）
埼玉大学大学院 理工学研究科教授
- ・ " 副会長：田邊 学 学識経験者（色彩）
株式会社カラープランニング取締役

（２）景観計画等策定に係る組織体制及び各委員の役割について

景観計画策定の根拠となる『景観法』と『三郷市の現況』について説明した後、別紙資料１及び資料２を用いて景観計画等策定組織体制、景観協議会要綱等、景観計画・景観条例作成スケジュールについて説明を行いました。

この議題については特に意見・質問等はありませんでした。

（３）三郷市における景観行政の状況及び今後について

１）三郷市景観形成基本計画の説明

持参資料平成２０年度策定『三郷市景観形成基本計画』の概要版を用いて、本協議会及び策定委員会で説明を行いました。

意見交換された内容を以下に示します。

景観連鎖の概念について

（委員）別紙資料『三郷市景観形成基本計画概要版』P-3の図に記載してある「景観連鎖」の概念についてご説明お願い致します。

（事務局）三郷市には「水辺」や「緑」、「新しい街」、「旧来の街」等の景観要素が各地域に存在しています。この景観要素を基に地域単位で良好な景観を形成していく事で隣り合う地域に影響を与え、連鎖的に良好な景観が形成されていく事が三郷市独自の景観づくりであるという概念になります。

『市全体の景観形成方針図』と策定中の都市マスとの連動性について

（委員）別紙資料『三郷市景観形成基本計画概要版』P-4に図示してある市全体の景観形成方針図と、既定の都市計画マスタープラン等との連動性についてご説明お願い致します。

（事務局）新たな開発等により若干、拠点等違う部分がありますが基本的には都市計画マスタープランと同じ位置付けとしています。

2) 景観計画策定及び景観条例制定の進め方

別紙資料3『景観計画の構成(イメージ)』を用いて今年度策定予定の三郷市景観計画及び景観条例の基礎事項について説明を行いました。

意見交換された内容を以下に示します。

資料の事前配布について

(委員)景観計画の策定及び条例の制定について今後検討を行う上で、様々な検討資料が出ると思われますが、その検討資料を会議の前に目を通したいので事前配布の体制を徹底して頂けないでしょうか。

(事務局)今後とも事前に資料を配布できるように徹底したいと思います。

市内NPOの存在数について

(委員)別紙資料3の『景観計画の構成(イメージ)』の中に記載されている市民、NPO、事業者の「NPO」について、現在市内にはどれくらいのNPO団体が存在しているのでしょうか。

(事務局)事務局では、市内にどれくらいのNPOの数が存在しているのか、具体的な数値について把握しておりませんが調べ次第ご報告致します。

景観協議会の設立地区について

(委員)別紙資料3『景観計画の構成(イメージ)』4章に記載されている「重点地区に関する景観協議会の設立」について、景観協議会の設置単位は地区ごとか、市全体か解らないのでご教示願います。

(事務局)景観協議会については、地区ごとに設置する予定です。また市全体の景観については、景観審議会という組織のもとで審議する予定としています。

重点地区の選定について

(委員)景観計画の中で、重点地区として具体化できそうな設定地区についてご教示願います。

(事務局)現段階で「新三郷ららシティ地区」、「三郷中央地区センターゾーン」、「三郷インター周辺地区」の3地区が、重点地区としての実現性が高い地区と位置付けております。

「景観法で定めるべき事項」から『景観形成の体制と手続きに関する事項』(景観計画4章)が除かれている理由について

(委員)別紙資料3『景観計画の構成(イメージ)』4章の「景観形成の体制と手続きに関する事項」が景観法の定めるべき事項から除かれている理由についてご教示願います。

(議長)「景観形成の体制と手続きに関する事項」はきめ細やかな運用をするため

に自治体が独自に工夫して定めていくべき点という事や、自治体によっては、景観協議会や景観審議会、景観アドバイザーという組織を持たない所もあるので、法定の項目から除かれていると思われます。

景観協議会委員と市民懇談会委員の重複について

(委員) 景観市民懇談会委員の委員でありながら、景観協議会委員にも属している委員の方々がいますが、敢えて重複して2つの委員に属している理由があればご教示願います。

(事務局) 当初、景観協議会委員の市民代表者は公募で選出する予定でしたが、今回両方の委員を掛持ちされている方々は、前年度から引き続き市民懇談会委員をして頂いているという経緯があり、景観に関する知識も高まってきているかと思いますので、景観協議会委員の市民代表枠には、前年度の市民懇談会に属していた方からに選出するという方法を採用致しました。

『景観形成基本計画』と「景観計画」、「景観条例」の係わり・反映方法について

(委員) 今後、既定の景観基本計画に基き景観計画、景観条例を制定していくと思いますが、どのように反映・連動させていくのかをご説明お願い致します。

(事務局) 景観形成基本計画と景観計画の係わりについては、景観形成基本計画概要版に示している景観形成の基本目標や基本方針、市全体の景観形成方針図に基いて景観計画を策定していく事や、重点地区に対しても景観協議会の中で重点地区を決定し景観計画の中に盛り込んでいく事と考えております。

『総合計画』と「景観条例」の連動性について

(委員) 第4次総合計画を12月に上程する予定としていますが、景観条例と連動する部分もあるので、その調整についてご説明お願い致します。

(事務局) 景観条例については、平成22年9月の議会に提出する予定で考えておりますので、総合計画との調整は図っていく予定としています。